

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年11月22日（令和6年（行情）諮問第1293号）

答申日：令和7年7月25日（令和7年度（行情）答申第235号）

事件名：特定月の成女B食に係る予定献立表（特定刑事施設保有）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月5日付け東管発第96号（以下「本件開示決定通知書」という。）により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア （1）（本件開示決定通知書の記1（1）の部分の指すと解される。下記（2）アも同じ。）では、成女B食に係るものとなっているが、本来、私が請求していたものは（B食だけを求む）と言っており、令和5年10月24日付けの求補正までは正しいが、下段の2（1）アで内容をすり替えてきている。

ただ東管窓口の嫌らせ（原文ママ）も多発しており特定地検に告発をしたこともありますので、私の意志は伝えてますので、一回一回すり替えたなど手紙を出していれば切手代金や日数がかかるだけですの相手にしないことにしている。

イ 開示決定通知で特定年月A成女B食を求めているのに特定年月B一か月プラス特定期間まで混ぜて請求外の資料を入れて予分（原文ママ）な切手代金を請求するイタズラをしている。

ウ 特定刑事施設Aの熱量は大臣訓令で決まっているが、一日900kcalどころか私の手元に届いている予定献立表では男子受刑者の熱

量よりも多い2000kcal以上のメニュー献立で、これは明らかな公文書の改ざんであり、虚偽公文書作成・同行使でもあるし、私に対し偽物を送り金品を取った以上は刑法違反であり詐欺でもある為、別で告訴をするとともに、イタズラが中止されない為、民事提訴もさせて頂く。

この偽物の開示決定を取り消し、正しい本物を届ける決定をして頂きたい。

(2) 意見書

ア 開示決定(1) 予定献立表、特定年月A特定刑事施設Aとなっているが、イタズラで調理用献立表を一ヶ月分送りつけてきてイタズラをしている。

つまり、開示決定内容とは違う。証拠→調理用献立表(略)の3枚を同封する)

イ ○○女子(予定献立表)(特定年月A上旬、中旬、下旬の6枚を同封)問題はこのkcalである。

kcalが2000kcalを超えているが、これは主食の区分熱量を合わせた物であり、これは事実と違う作成で、公文書に手を加えた改ざんである。

矯正施設被収容者食料給与規程を証拠として×②枚同封

第4条では主食と副食の標準栄養量(2頁目)を見ると、わかりますが成人女子B食は900kcalと、法務大臣訓令で定めている。

(ア) 主食は米麦パンのことである。

(イ) 副食はオカズのことである。

ウ 予定献立表を見るとわかりますがメニュー内には(米麦パン)は表示されておらず、オカズだけであるから、この献立表下段に出ているkcalは虚偽公文書作成、同行使である。

以前平成31年頃に請求したときは900kcal 1000kcal以内の予定献立表が届いていた。

他の刑事施設(○○特定年月C献立表×①、○○特定年月C上旬、○○特定年月D上旬の3枚も証拠として提出します。)献立表内に「米麦パン」と出ていないのに、そのカロリーをプラスして記載する行為は開示妨害であり不事実記載(原文ママ)の為、処分の取消しを求める。

私が特定刑事施設Cの食の不正を裁判所に提訴した為、他の施設の熱量を本年より、○○、○○、○○、○○、○○、○○の管区でいっせいに同じことをして妨害し初めた(原文ママ)のが、この事件内容である。

法務省の理由説明は失当である為、取消しを求める 以上

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和5年12月21日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により別紙の1に掲げる趣旨（以下「本件請求の趣旨」という。）に合致する行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件請求の趣旨に合致する行政文書として、本件対象文書を含む複数の行政文書を特定し、本件対象文書の全部を開示する決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁において、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定したことについて不服があると解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 矯正施設において被収容者に給与される食料は、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）に基づき、給与する主食の区分、一人一日当たりの熱量、給与する主食及び副食の一人一日当たりの標準栄養量などを決定しているほか、刑事施設における主食区分は、20歳以上の男女はA食、B食又はC食と区分し、20歳未満の男女は甲食及び乙食として区分している。

(2) 処分庁は、本件請求の趣旨に合致する行政文書を特定すべく、特定刑事施設A担当者をして、本件請求の趣旨に合致する行政文書を探索させたところ、本件請求の趣旨に合致すると思われる行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件対象文書の内容を確認したところ、本件対象文書は、特定刑事施設Aにおける、成女B食（成人女性に給与するB食）に係る献立表であり、特定年月Aの月上旬・中旬・下旬ごとに被収容者に給与予定の食種名やその熱量等が記載されていることが認められる。

(3) 審査請求人は、本件審査請求書において「（原処分において処分庁が開示した行政文書は）成女B食に係るものとなっているが、本来私が請求していたものは（B食だけを求む）と言っており」などと主張しているが、本件開示請求書に記載されているのは本件請求の趣旨のとおりであり、処分庁が令和5年12月26日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」と題する書面（以下「本件意思確認書」という。）により、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定し、特定刑事施設Aにおいて同文書を保有していることの情報提供を行い、審査請求人に対して請求をどうするかについて回答を求めたことに対し、審査請求人から、令和6年1月4日受付回答書において、本件対象文書の開示を求める旨の回答があったため、原処分を行ったことからすれば、処分庁が本件対象文書を特定したことについては不当はなく、審査請求

人の当該主張は採用できない。

- (4) また、本件審査請求を受け、審査庁は、処分庁担当者をして、特定刑事施設A担当者に対し、本件対象文書以外に本件請求の趣旨に合致する行政文書を探索させたところ、保有している事実は認められなかった。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも原処分の妥当性を左右するものではない。

なお、審査請求人は、開示された行政文書の記載内容について不服を述べているところ、行政不服審査法2条の規定により審査請求をすることができる行政庁の処分に対する不服申立てとは認められず、不適法なものである。

4 原処分の妥当性について

以上のとおり、処分庁において、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和6年11月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和7年1月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年6月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を含む文書を特定した上で、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、本件対象文書の特定の妥当性を争っているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）ア）において、本件開示請求に係る補正の過程において、審査請求人の請求の趣旨をすり替えている旨主張する。
- (2) 本件対象文書について、原処分に至るまでに処分庁と審査請求人との間でなされたやり取り（以下「本件やり取り」という。）の経緯等について、諮問庁は上記第3の2（3）のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該補正の経緯等の中で、審査

請求人が審査請求書（上記第2の2（1）ア）において主張する「令和5年10月24日付けの求補正」は行っていない旨補足して説明する。

当審査会において、本件諮問書に添付された書類を確認したところ、審査請求人が主張する上記求補正に関する書類は含まれておらず、他にこの点の諮問庁の説明を否定すべき事情は認められない。そうすると、本件やり取りの経緯等は、上記第3の2（3）において諮問庁が説明するとおりであると認められる。

(3) これを踏まえて検討するに、上記第3の2（3）に沿う本件やり取りの経緯等によれば、処分庁が、本件意思確認書において、本件請求文書に該当する保有行政文書として、本件対象文書の名称等を提示するなどした上で、本件開示請求をどうするか回答を求める旨連絡したのに対し、審査請求人は、本件対象文書が本件請求文書に該当するのであれば、その開示を求めるという趣旨の回答をしている上、本件対象文書は、特定刑事施設Aにおいて、特定年月Aに成人女性に給与するB食の予定献立表であり、その熱量が記載されたものであることにも照らすと、上記回答を受けて、処分庁が本件対象文書を特定したことに瑕疵は認められず、他にこれを覆すに足りる事情もない。

(4) 次に、本件対象文書の探索の範囲等について、諮問庁は上記第3の2（4）のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、探索の範囲は、担当部署内の事務室、書庫及びパソコンの共有フォルダ等であった旨説明する。

上記の探索の範囲等について特段問題があるとは認められない。また、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することができなかつたとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(5) したがって、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書（開示請求書に記載された文言）

特定年度特定月分で熱量表示の出た献立表又は予定献立表を求む。（特定刑事施設Aは成女B食）（特定刑事施設Bは副食E 1000kcal）を求む両方特定年度の特定月分一ヶ月分を求む。

2 本件対象文書

予定献立表（ただし、特定年月Aの成女B食に係るもの）（特定刑事施設A保有）